

士別市農業委員会だより

別市農業

(題字: 渡辺市長 書)

第42号

令和8年1月1日

年頭にあたって



士別市農業委員会
会長 上野 浩二

新年明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、ご健勝にて輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、春先は好天に恵まれ、その後の気温も高めで豊作を期待していましたが、いざ収穫というところで天候不順になり、最終的には一昨年より水稻、畑作物ともに収量が減少し残念な結果に農業の難しさをあらためて感じたところとす。

さて、今年については、令和4年度から始まった水田活用交付金の見直しの5年目に当たります。5年に一度の水張りルールの変更や畑地化促進事業、土地改良区決済金等支援事業など未だに落ち着かない状況のなか、

令和9年度からの制度もわからない、非常に悩みの多い一年になります。生産者としては農業の原点にたち農産物の収量・品質の向上に地道に取り組むしかないと思っております。

また、農業委員会では、目標地図の取り組みについて、本年も引き続き皆様と協議しながら10年後の営農を見据えた農地利用を推進し、農業経営の向上など、農業委員会の使命を果たせるよう全力で努めて参ります。

結びに、皆様ご健勝で今年も豊穡の秋を迎えられますことをご祈念申し上げます、年頭のご挨拶といたします。



謹賀新年



会長代理
委員長

事務局長

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|--------|------|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-----|
| 上野 浩二 | 工藤 修一 | 木下 一彦 | 寺崎 徳仁 | 森野 良次 | 酒井 直樹 | 鈴木 茂樹 | 古市 光敬 | 永峯 健一 | 鈴木 淳一 | 阿部 秀範 | 渡辺 亨 | 梅津 宣保 | 山下 篤 | 本間 一明 | 柳井 眞由美 | 松本 薫 | 鈴木 庄一郎 | 古川 昇 | 大崎 陽司 | 中山 義隆 | 中河 謙一 | 十河 勝一 | 栗本 謙勝 | 安念 としよ | 櫻田 三央 | 齊藤 哲郎 | 新田 康仁 | 林秀忠 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|--------|------|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-----|

他職員一同

「農地等利用最適化の推進に関する意見書」提出



< 渡辺市長に意見書を提出 >

令和7年11月27日に、土別市農業委員会は、「農地等利用最適化の推進に関する意見書」を土別市長へ提出しました。

「意見書の提出」とは、農業委員会が所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、行政機関等に対し、農地等の利用の最適化の推進（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等）に関する施策の改善について意見を提出するものです。

提出した意見書の内容は、次のとおりです。

【土別市に対する意見】

① 近年の異常気象に耐えられるように、土地改良事業による整備、堆肥導入による土づくり、暗渠等の排水対策

異常気象に対応できる生産技術の導入が必要である。

また、局地的な豪雨などで、河川氾濫や水害が増えている。農地・農作物や農業用施設に被害があったときの早急な支援と、災害時に備えた関係機関・団体や市の支援体制の明確化が必要である。

② エゾシカ・アライグマ・野ウサギ・ヒグマ等による農作物への被害は深刻化している。農産物を安定して生産するため、有害鳥獣駆除対策

農作物防止対策の強化が必要である。

③ 新規就農を促進する上で、現代の農業は機械無くして成り立たないため、その導入が課題となっている。新規就農者の農業機械の導入対策の強化が必要である。

④ 農業者の高齢化が進む中で労働力の低下は避けられない。労働力を安定して確保できる体制整備や、ICT、ロボット技術などを活用したスマート農業への支援強化、新規就農者が参加できる環境づくり等、確保するための仕組みの確立が必要である。

⑤ 担い手への農地利用の集積・集約化の進行に伴い経営面積が拡大、機械設備等の経費が増加している。担い手への集積は今後も進むことから、新規の機械導入だけでなく更新も対

象とした機械等導入への支援強化が必要である。

⑥ 資材等の高騰が経営を圧迫している。酪農家の飼料高騰対策、肥料代高騰対策や堆肥の利活用に対する対策が必要である。

⑦ 甜菜は輪作体系上重要な作物であり、他の作物へ転換が進んだ場合、輪作体系が崩れ、大豆、小麦等の収量や品質の低下につながる。農業経営を維持向上するためには、甜菜の生産振興対策の拡充と強化が必要である。

また、経営面積増加と労働力不足から輪作が難しくなっている。新たな輪作物物の導入など輪作体系の強化が必要である。



農業委員活動報告

農地パトロール (利用状況調査)

農地パトロールは、農地法第30条第1項の規定に基づき農業委員会が毎年1回、その区域内にある農地の利用状況について調査を行うことが義務付けられています。

士別市農業委員会では、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の実態把握、農地の違反転用発生防止と早期発見、農地法の許可及び届出案件の履行状況の確認を目的に農地パトロールを実施しています。

今年の農地パトロールは各地区担当農業委員及び農業委員会事務局により8月4日から9月26日の期間において実施し、遊休農地の把握に努め、農地法に基づき適正処理を行いました。



作況調査

令和7年8月28日

令和7年度の農業委員会と行政機関との合同による作況調査を実施しました。

現地調査では、水稻・陸稻・大豆・かぼちゃ・生姜の農作物について、市内全域5カ所の圃場を調査し、各作物の生育状況など確認しました。

また、調査後には報告会を行い、農協および共済組合推薦の農業委員、農業改良普及センターから生育状況・収量等について報告を受けました。



「贈与税の納税猶予の継続届出書」の提出について

贈与税の納税猶予の適用を受けている方は、その申告期限から3年を経過するごとに、「贈与税の納税猶予の継続届出書」の提出が必要な制度となっています。

つきましては、本年、提出が必要となる納税猶予適用者に対し、令和8年1月末頃に、税務署より『納税猶予の継続届出書の提出について』という文書が送付されますので、確実に提出くださいますようお願いいたします。

なお、期限内に提出されなかった場合は、猶予税額の全部確定事由となり、納税が猶予されていた贈与税額を納付しなければならなくなりますのでご注意ください。

〈提出書類〉

- (1) 贈与税の納税猶予の継続届出書
- (2) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書
- (3) 特例適用農地等に係る農業経営に関する明細書

〈納税猶予の継続届出書の提出先〉

- (1) 確定申告を農民連盟で行う方は、各農民連盟へ提出してください。
- (2) 上記以外の方は、士別市農業委員会事務局へ提出してください。

〈提出期限〉

令和8年3月16日（月）

不明な点がございましたら、士別市農業委員会へお問い合わせください。



令和6年 士別市農地賃借料情報

令和6年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当）は、以下のとおりとなっています。

【田（水稻）の部】

地域	平均額	最高額	最低額	データ数
中央	11,322	11,987	9,992	26筆
武徳	10,562	12,991	5,000	102筆
中士別	12,991	12,992	12,990	35筆
上士別	10,018	15,000	5,000	37筆
多寄	8,390	10,000	5,969	96筆
温根別	8,552	11,994	1,740	66筆
朝日	7,462	8,760	4,896	113筆

【畑（普通畑）の部】

地域	平均額	最高額	最低額	データ数
中央	2,669	3,000	2,200	24筆
武徳	3,048	3,534	2,807	28筆
中士別	2,745	3,000	2,021	12筆
上士別	4,000	5,000	3,000	52筆
多寄	3,291	4,045	1,478	110筆
温根別	2,339	2,761	1,000	43筆
朝日	1,738	4,982	900	109筆

※1 特殊な取引データは除いています。

※2 「最高額」および「最低額」は、平均額算出の基礎とした賃借料の最高額および最低額です。

農業者年金に加入しませんか

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金 へは…



の方ならどなたでも加入できます。

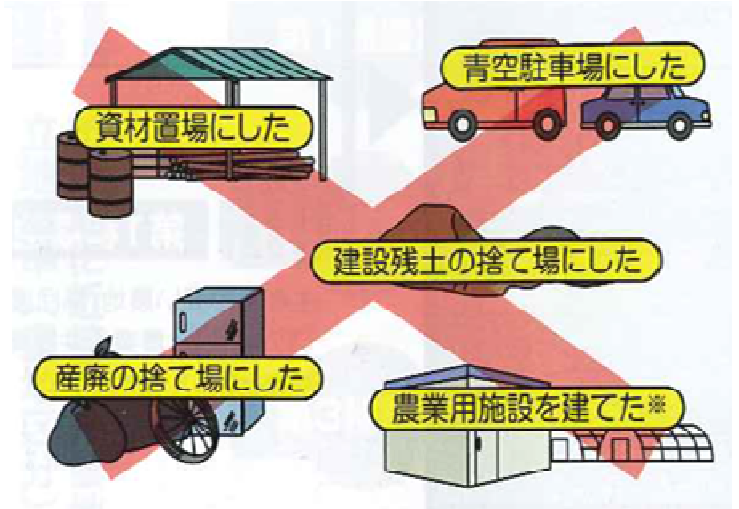


農地転用には許可が必要です

農地を住宅・倉庫・駐車場・資材置き場等の農地以外にする場合（農地転用）には、農業委員会の許可が必要です。

個人で所有している土地であっても許可なく無断で農地を転用した場合や、許可通りに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復の命令がされる場合があります。（悪質な場合3年以下の懲役または300万円以下の罰金）

転用をする場合は、事前に農業委員会へご相談ください。



- ◆発行日 週1回（金曜日）
- ◆発行所 全国農業会議所
- ◆購読料 新聞本紙 月700円(送料、税込)
電子版 月500円(税込)

全国農業新聞の購読について

全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業専門紙です。農業者の「経営と暮らしに役立つ」ホットな情報を毎週金曜日にお届けします。詳しくは、全国農業新聞ホームページもしくは、士別市農業委員会へお問い合わせください。

編集後記

新年あけましておめでとうございます。令和8年、新春をご健勝でお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年の夏も猛暑で残暑が長く、秋が短かったため、収穫作業にご苦労した1年でした。

不安定なのは天候だけでなく政治も不安定で先の見えない課題が山積しています。

本年こそ明るい政治と農業を描ける年であることを願いたいものです。

（編集委員 栗本 勝）

編集委員長	森野 良次
編集副委員長	鈴木 茂樹
編集委員	栗本 勝
編集委員	梅津 宣保
編集委員	十河 謙一
編集委員	齊藤 哲郎
編集委員	櫻田 三央



編集/発行 士別市農業委員会 編集委員会

〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地（士別市農業委員会内）

TEL 0165-26-7168 / FAX 0165-29-6373

E-mail nohgyoiinkai@city.shibetsu.lg.jp